

第1回 三番瀬再生会議の開催結果（概要）

- 1 日 時 平成16年12月27日（火）午後6時15分～9時20分
- 2 場 所 千葉県労働者福祉センター 大ホール
- 3 出席者数 委員20名 オブザーバー7名
- 4 参加人数 101人
- 5 会 議

【1】開会

【2】副知事挨拶

- ・委員並びに来場の皆様方へのお礼。
- ・会議の会長を大西先生にお願いしたい。

【3】委員の紹介と会長挨拶

事務局から委員全員の紹介を行った後、大西会長から挨拶をいただいた。

（趣旨）・再生計画案を受けた県の計画作りと事業の実施に当たっては、さらに大きく賛同の輪を広げていく必要があり、多くの課題を解決しながら行っていかなければならないことがわかったが、会議開催に当たって次の2点についてお話しておきたい。

原点に戻るということで、三番瀬は自然と人間の営みの交換の場であり「里海」という概念を重視していきたい。

漁場再生の議論の場が別にできたことについては高く評価したいが、この再生会議にも漁業関係者に入っていたきたいので、席を空けておき参加を呼びかけたい。

【4】議事

（1）三番瀬再生会議の組織について

県から三番瀬再生会議の設置要綱を中心に資料を説明した。

（会長）

- ・異例ではあるが、新しい再生会議の冒頭で知事が定めるこの会議の設置要綱について、議論をすることとする。

（委員）

- ・この会議は知事の諮問に対して答申する会議。県のやることに直接タッチしていくようなことは差し控えるべきと思うが。

（県）

- ・計画はいずれも県が策定するもので、基本計画については諮問・答申。事業計画については事前説明に対し意見を言っていたくもの。

（委員）

- ・この会議は公開の場で議論するので、おかしい意見や合理的でない意見を県に押し付けるようなことはない。個別事業についても建設的な意見を出して、より効果的な再生事業ができるように考える場であると思う。

- ・予算がついているので事業は進めていくということではなく、調査やモニタリングの結果、環境にマイナスになるようだったら事業の見直しをするという順応的管理が行われなければならないということを確認しておきたい。

(会長)

- ・この会議の役割は「与えられたテーマに対して答えを出す」ということと、自ら必要と認めたことについては意見を述べるという権能も持っている。諮問・答申、説明・意見、事業の評価、それから意見を述べるという役割がある。

(会場からの意見)

- ・個別の検討委員会は、設置するまでは再生会議の意見を聞いてとなっているが、一旦出来てしまうと後は再生会議の蚊帳の外となってしまうのが問題になると思う。
- ・順応的管理の重要性を考えれば、評価委員会の役割も重要であるが、再生会議の指示に基づき評価を行う専門家は何人でどのような委員を委嘱するのか。
- ・円卓会議では、市民が専門家の協力を仰ぎ県と一緒に計画を作ってきたので、再生会議でもこのことを継承していただきたい。

(会長)

- ・個別検討委員会によって検討された個別事業は、節目で報告を受けて意見を述べることとなっているので、再生会議がチェックしていくこととなっている。

(県)

- ・再生会議の下部組織として専門家による評価委員会を設置することとし、景観についての専門家なども含め構成は10名としている。

(委員)

- ・平成16年1月に再生計画案が提出されたが、県では出来ないようなこともあるのではないかと。その整理をまだ聞いていない。

(会長)

- ・県ではそのことも含めた県の計画を策定するわけで、今日は県の計画の諮問の受け皿となる再生会議について議論しているところである。

(委員)

- ・会議は3分の1程度の委員の要請があれば開催できるのが望ましいと思うがどうか。
- ・委員の任期は、漁場再生検討委員会では3年だった、再生会議との整合はどうか。

(会長)

- ・できれば、あらかじめ開催日を設定するなど、委員が参加しやすいようにしていきたい。

(県)

- ・他の審議会などがおおむね2年となっているので2年としたものである。

(委員)

- ・設置要綱の2条の(2)の重要事項はだれが重要か重要でないか決めるのか。

(会長)

- ・おのずから重要なことはあるのだろうが、見解が違った場合には、再生会議の判断

を尊重していただくこととなると思う。

(委員)

- ・この会議に漁業者が出られない理由は何か。
- ・漁場再生検討委員会は再生会議の下部組織ではないとすると、どういう位置付けとなるのか。また、お互いの会議の意見の調整はどうするのか。

(副知事)

- ・円卓会議では漁業者の皆さんの意に添わぬケースが多々あったこともあるが、再生会議では漁業者の皆さんに理解いただけるような会議の運営を行い、会議にも参加していただけるようにしていきたい。
- ・漁場再生検討委員会は、漁業者の皆さんから資源環境が非常に悪化しているので、早急に解決してほしいという要請があり、立ち上げたもの。
- ・漁場再生検討委員会のほうでは今後産業論としての議論が行われると思うが、随時再生会議に報告する等、必要な調整を行っていきたい。

(委員)

- ・再生会議では、円卓会議同様に市民参加と完全情報公開は確保されるのか。
- ・また、委員は所属する団体の代表としてではなく、あくまで個人の資格で参加し、発言していくということを確認したい。
- ・共通の土俵を持つという意味で、円卓会議はどのようなものであったか、円卓会議の提出した再生計画案の大事な部分は何か、早い機会に勉強する場が必要ではないか。

(会長)

- ・会議の傍聴席からも意見をいただくとともに、インターネットで情報発信していく。
- ・個人ということについては、ある程度は組織に共通する代表的な意見をもって会議に参加されており、代表性を踏まえながら多角的な意見を言ってもらえる方、と考えている。
- ・現場を知りながら議論を進めていきたいので、なるべく早い機会にそうしたい。

議事のまとめ

- ・再生会議の設置要綱はこのままで確認した。
- ・副会長に吉田委員を指名したい。

(副会長挨拶)

- ・里山と同じように、人と自然のかかわりの中で愛される里海としての三番瀬を大事にし、必ずよい再生計画ができるよう皆さんの協力を願いたい。

(2) 知事挨拶

- ・再生会議を開催することが出来て喜んでいるが、再生計画案をもとにした県の再生計画を策定するとともに、計画策定と並行して進めていかなければならない護岸改修の調査なども、再生会議と十分相談して進めていきたい。
- ・漁業関係者の方々には漁業振興のこともあるので、引き続き再生会議にも参加していただくよう、働きかけていきたい。

- ・知事は県民参加型の県政を続けるのかとの質問があったが、三番瀬に限らず県民参加型の県政作りは続けていく。
- ・再生計画案が出されてから全然進まないとか、条例が通っていないとか批判をいただいているが、長年のいろいろなこんがらがった問題や複雑に絡み合っている問題もあり、関係市や漁業者の意見も聞いてできる限り時間がかからないようにしていきたい。

(委員)

- ・再生会議の設置要綱では、「再生計画案を尊重し」とあるので、このことを信じたいが。

(知事)

- ・予算の関係とか市との調整などがあるかもしれないが、再生計画案を尊重していくこととし、地元市などとの調整についても会議に報告することとしたい。

(委員)

- ・条例化については、制度検討小委員会で条例の要綱が示されたが、今後どうなるのか。
- ・護岸の改修においても、単に護岸の改修の部局だけでなく、自然再生や環境学習、まちづくりとの連携を図っていただきたい。
- ・三番瀬の再生に命をかけるような専任の若い研究者を置いていただきたい。

(知事)

- ・複雑に絡んでいる問題などを解きほぐし、県議会のことも考えて、条例案を上程すれば通るような状況を作ってからと考えている。
- ・護岸の整備については、まちづくりと一緒に計画し実施していくという総合行政を行っていききたいので、地元市と協力していきたい。
- ・いい人材がでてきたらいいと思う。

(3) 三番瀬再生会議の組織について

引き続き県から三番瀬再生会議の役割などを中心に資料を説明した。

(会長)

- ・先ほど申した点は不正確なところがあった。再生計画(事業計画)は説明を受け意見を言うこととなっており、個別の検討委員会の設置に関する基本的な考え方についても、説明を受け意見を述べることとなっている。これらが重要事項の一部を構成する。

(委員)

- ・再生事業の方では、再生会議はモニタリングのところだけしか関係しないようであり、実施計画の検討も含め意見を言うことができるという部分が全くなくなってしまっているようだが。

(県)

- ・事業計画については重要事項について説明し意見をいただくということであり、事業計画があって実施計画を作っていくということとなる。

(会長)

- ・重要事項の中には個別の検討委員会の基本構成が含まれており、このことについては説明を受ける。その委員会で実施計画を作っていくことから、節目節目で報告を受けることとなるものと思うが。

(県)

- ・再生計画は基本計画と事業計画から成り、基本計画は諮問・答申の形をとり、事業計画については、個別事業の検討委員会についての基本的な考え方についての意見を聞いて立ち上げた委員会で策定し、再生会議に報告し意見を求めるものである。
- ・また、事業実施の中でも意見をいただく。

(委員)

- ・具体的にはいつの段階で基本計画が示されるのか。基本計画が示される前に緊急を要する事業計画もでてくるのではないか。

(県)

- ・これからそのことの説明をしたい。

(委員)

- ・再生事業の実施にあたり、事前の環境評価、アセスメントについてもこれを実施し、再生会議の意見を伺うということとなるのではないか。

(会長)

- ・8ページでは、「事業の実施が三番瀬の再生に寄与すること及び環境への影響について事前に評価した上で、計画を策定する。その経過についても、再生会議に報告する。」となっている。

(委員)

- ・モニタリングについては、再生計画案の141ページで多くの個人や団体が参加して行う体制の確立が必要だとなっており、評価委員会と一緒にあって事業を始める前の段階からモニタリングしていきましょうというのが円卓会議の趣旨ではないか。

(県)

- ・資料の11ページの「三番瀬全体のモニタリング結果」についてのところは、委員の言ったような体制をつくり、評価委員会を含めて行っていくものと考えている。

(会長)

- ・県では、再生会議以外でも幅広いモニタリング運動を行っていくということか。

(委員)

- ・モニタリングには二つあり、一つは事業実施中で行っていく環境影響評価の事後調査のようなモニタリングと、もう一つはもう少し長期的に見て三番瀬をどの方向に向けて再生していくか、それに対してどのようになっていっているのかを見ていくモニタリングがある。その両方について、再生会議にかけていくこととする。専門家と市民参加によるモニタリングや評価が求められていると思う。

(県)

- ・全体的なモニタリングと個々の事業のモニタリングがあると認識している。

(4) スケジュールについて

ア 個別検討委員会の基本的な考え方について

(5) 三番瀬再生会議への報告事項

ア 平成16年度事業について

資料No2以降の事業の進め方や計画策定と並行して進めるべき事業について事務局から説明した。また、資料No3の平成16年度事業についても説明することとなったが、5つの事業全部を説明する時間がなくなったので、漁場再生調査事業の説明のみとなった。

(会長)

- ・この個別事業の説明は、再生会議の設置要綱でいうとどこに当たるのか。

(県)

- ・事業計画やその実施状況の説明ということで、所掌事務の(2)(3)の両方に関係する。

(会長)

- ・まだ基本計画が出来ていない状況なので変則的ではあるが、季節性のある調査についてはやらざるを得ないと思う。
- ・今日はもう時間がないので、この漁場再生調査事業だけについて意見を伺うこととしたい。

(委員)

- ・調査の類は先行することもやむをえないが、実際に環境影響が発生しうるもの、実際に手をつけてしまうようなものについては、実施計画を作成する段階で事前に再生会議に報告するというルールを明確にしていきたい。
- ・個別検討委員会での検討内容の説明責任は、検討委員会を行っている県が負うものということを確認しておきたい。

(委員)

- ・水産部から文書で回答をいただきたいが、アサリの調査に関し、そのデータ解析について、水産部に議論の場を設けてほしいとお願いしてあるが、まだ設けられていない。
- ・今の調査に関し、継続して行っている科学的な見解を述べていただきたい。
- ・データを見て多くの人が納得できて、次の年はこうしましょうというような計画的な調査をしていただきたい。
- ・調査を行い評価が出た場合、県のほうでこれに対する対応のラインを作っておいてほしい。

(委員)

- ・緊急性のある護岸の問題などは、早く先行して結論を出すべきと思う。
- ・すべてを科学的な根拠をもとに行うことは不可能で、漁業者の経験則などによるものもあるのではないか。
- ・国、関係市はオブザーバーでなく直接再生会議に参加していただくとか、漁業関係者にも会議に入ってもらっていただき、会議が形骸化しないようにしてほしい。

(委員)

- ・円卓会議では、決まったのだから決まらなかったのかよくわからなくて話が進んでしまったことがあるので、反省したい。

(委員)

- ・漁場再生検討委員会では、調査についての議論も多くあったが、どういう議論があったか説明を聞いたほうがいいのではないか。
- ・護岸の検討委員会については、この次に伺いたい。

(会場からの意見)

- ・平成16年度の事業の中に、2005年までに三番瀬をラムサール条約に登録するという事案を入れていただきたい。
- ・パブリックコメントについては、聞くだけでなくこの会議で議論していただきたい。特に個別事業について。

議事のまとめ

- ・今日の会議の重要な点は、設置要綱について合意したということ。したがって再生会議は正式に発足した。ただし漁業関係者については席は空けてあるということになる。
- ・予行演習的に漁場再生調査について説明をいただいたが、意見はまだ不十分だと思うので、継続する。
- ・始められている事業が調査の段階なので、県の責任で調査を進めていただくが、今後中間的な報告をしていただく。

(委員)

- ・8ページ以降の資料について、まだ確定ではないと理解していいか。

議事のまとめ

- ・次回もう一度議論していきたい。
- ・次回は1月26日(水)とし、今日の議論の続きをやらせていただく。